

体調不良児対応型病児保育事業の概要

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

【職員の配置】

³⁹ 看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。

【その他】

本事業を担当する看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。
本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域の二一ズに応じて定期的に実施すること。

(出典：病児保育事業実施要綱)

富山市の状況

利用児童の有無にかかわらず看護師等の配置が必須のため、体調不良児対応型を実施する施設数の拡大が進まない。

(規模が小さい保育所等においては、利用児童が少ないことも想定されることから、看護師等を1名配置することは困難)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認可 保育施設数	89施設	93施設	96施設	101施設	105施設	107施設
実施施設数	30施設	38施設	40施設	44施設	49施設	51施設
実施率	33.7%	40.9%	41.7%	43.6%	46.7%	47.7%
年間延べ 利用児童数	5,227人	7,181人	8,394人	8,409人	9,774人	-

40

(富山市における体調不良児対応型病児保育事業実施施設数等の推移)

日常的な保健対応等の役割については、体調不良児対応型未実施施設においても、日頃から、厚生労働省の保育所保育指針等に基づき、子どもの健康支援を保育士が行っている。

病児・病後児保育事業での対応について

平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針により、病児・病後児保育事業については、「**近接病院等から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であれば職員の常駐を要件としない**」とする柔軟な対応が可能であることが明確化された。

一方、**体調不良児対応型については適用されない。**

【参考】病児対応型・病後児対応型病児保育事業

病児が病気の「回復期に至らない場合」又は「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

【職員の配置】

病児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

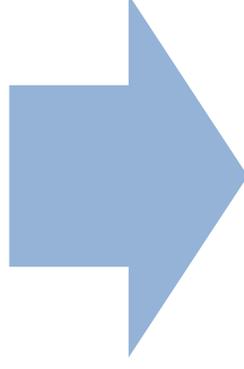
保育士及び看護師等の職員配置については、**常駐を原則とするが、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、常駐を要件としない。**

【その他】

本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。

提案事項

体調不良児対応型の病児保育事業について、看護師等を1名以上配置することが要件であり、看護師等は、実施設における児童全体の日常的な保健対応の役割等を担うこととされているが、

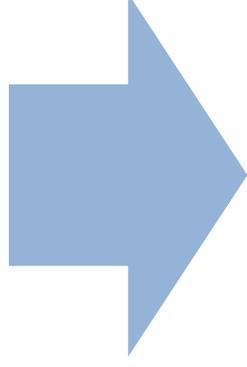


常駐を原則とするが、近隣病院等から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であれば、病児・病後児保育事業と同様に看護師等の常駐を要件としないものとし

近隣病院等から駆け付ける看護師等の役割については、体調不良児への対応に特化するものとする。

制度改正による効果

看護師等の人材が不足しているなかで、看護師等の保育所等への常駐を要件としないことにより、域内の限られた看護人材で本事業への対応が可能となる。



43

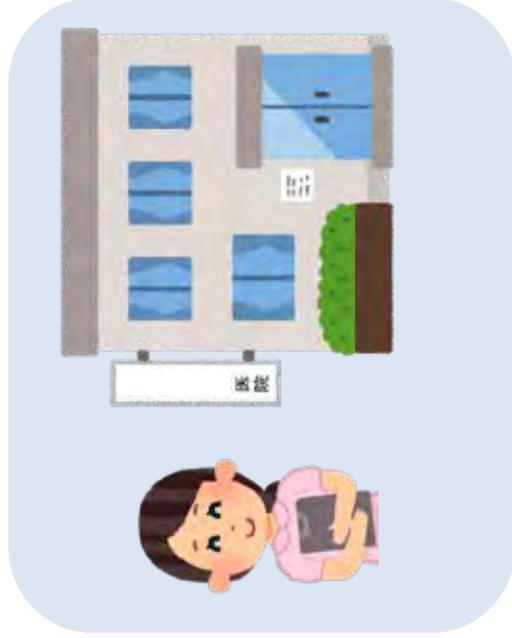
体調不良児対応型病児保育事業の拡大により、

より安心して、保護者が子どもを保育施設に預けることができる。

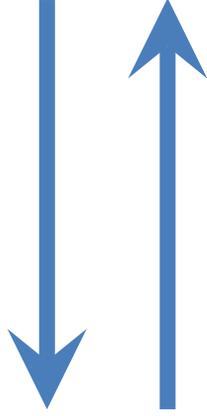
保育士の精神的・肉体的負担の軽減を図ることができ

る。保育施設全体の安定的な運営を図ることができる。

病院
(看護師等が常駐)

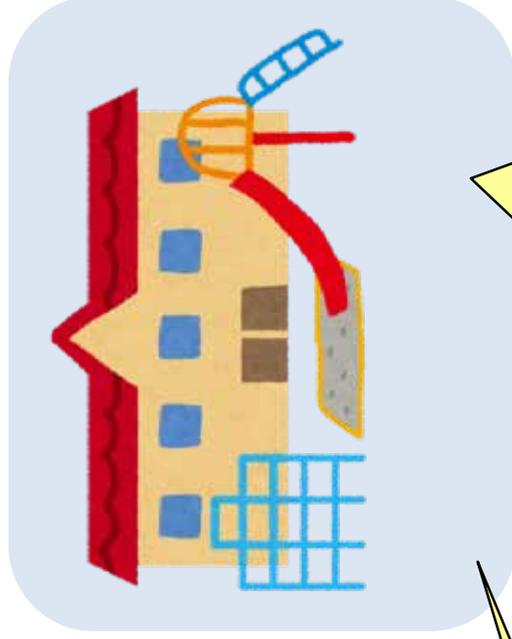


協定・連携



看護師等の駆け
つけ等による対応

保育所
(看護師等が不在)



保護者の安心感

保育士の精神的な不安の軽減
保育所の安定的な運営

【参考】厚生労働省 保育所保育指針(抜粋)

1 子どもの健康支援

(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。

(2) 健康増進

イ 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

(3) 疾病等への対応

ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どもかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

病児保育事業における職員配置要件の緩和

重点番号1:病児保育事業における職員配置要件の緩和
(鳥取県、中国地方知事会)



令和2年7月10日

子育て鳥取県
小さな支えが大きな安心



鳥取県の現状

病児保育事業の実施状況

分類	市町村数	施設数
病児対応型	8 市町	1 0 施設
病後児対応型	9 市町	1 5 施設

R2.4時点
(休止中の施設を除く)
体調不良児対応型、訪問型、
送迎対応の実施はなし。

利用者数 (単位: 人)

分類	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
病児対応型 (施設数)	3,805 (7)	3,724 (7)	4,645 (10)	7,427 (10)	6,753 (10)	6,543 (10)	6,791 (10)	
病後児対応型 (施設数)	908 (14)	838 (13)	826 (13)	719 (13)	778 (14)	589 (14)	471 (15)	

本県の保育士の有効求人倍率の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
4月時点	1.05	1.54	1.68	2.18	2.27	3.43	2.74
1 2月時点	2.44	3.47	3.43	3.52	4.88	5.80	-



制度の現状

病児保育事業とは

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他の場所において、保育を行う事業
(児童福祉法第6条の3第13項)

職員の配置要件（病児対応型・病後児対応型）

48 【配置要件】

- 看護師等： 利用児童おおむね 10人につき1名以上
- 保育士： 利用児童おおむね 3人につき1名以上

必要な場合に看護師等のかけつけ対応等により保育士の配置のみでも可とする等の例外あり

【根拠法令等】

病児保育事業実施要綱（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

- ▶ 病児保育事業の実施に係る定めであるとともに、子ども・子育て支援交付金の交付対象に係る配置要件
- ▶ 子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）
- ▶ 幼児教育・保育無償化対象施設に係る配置要件



支障事例

保育士や看護師の不足により、事業を休止せざるを得ないケースや定員を増やすことができないケースが生じている。

具体事例

事例

U 病院併設施設で連携医師や部屋数の確保は可能であるが、保育士、看護師の確保が難しく、定員を増やすことができない。

事例

U 病院併設施設で病児保育事業を行っていたが、保育士の確保が難しく休止となっている。

事例

U 新設で単独型病児保育施設を開設したいが、保育士の確保が難しく、開設準備が進んでいない。



提案事項

病児対応型・病後児対応型の事業実施にあたり、各地域の実情に鑑みて、市町村が柔軟な職員配置が行うことができるよう、職員配置要件の緩和を求めると、「病児保育事業実施要綱」の要件緩和また、職員配置要件を緩和した施設についても、幼児教育・保育無償化の対象施設とすること。▶「子ども・子育て支援法施行規則」の要件緩和

具体的な内容

- 病児保育事業の実施にあたり、保育士、看護師の確保が難しく職員配置要件を満たすことができず、事業の開始、拡大等の支障となっているケースが生じている。
- 当該事業の実施に関しては、子ども・子育て支援交付金の交付がなければ事実上困難であり、職員配置要件は市町村にとって「実質的な義務付け」となっている。
- 以上の状況を踏まえて、例えば保育士の一部を子育て支援員で代替可とする等の柔軟な配置ができるよう緩和を求める。
- また、同配置要件は無償化対象施設となるための要件として、「子ども・子育て支援法施行規則」にも定められているが、「病児保育事業実施要綱」と同様に要件の緩和を求める。



配置要件緩和の例

事例 「子育て支援員1名を確保すれば定員が3名増できる!」

U 病院併設施設で連携医師や部屋数の確保は可能であるが、保育士、看護師の確保が難しく、定員を増やすことができない。

(現状：定員 6、保育士 2、看護師 1 定員 9 の現行配置要件：保育士 3、看護師 1)

【対応例】保育士配置について、保育者の半数を子育て支援員で可とする。

(保育士 2、子育て支援員 1、看護師 1)

事例 「保育士の駆け付け体制整備をすれば受入再開できる!」

U 病院併設施設で病児保育事業を行っていたが、保育士の確保が難しく休止となっている。(現状：定員 2、現行配置要件：保育士 1、看護師 1)

【対応例】同一敷地内の別の保育施設から保育士がかけつけることができる体制を整えた上で、保育士の代わりに子育て支援員の配置を可とする。

(子育て支援員 1 + かけつけ保育士 1、看護師 1)

事例 「コアタイム勤務希望の保育士を確保すれば新規開設できる!」

U 新設で単独型病児保育施設を開設したいが保育士の確保が難しく、開設準備が進んでいない。(現状：定員 2、現行配置要件：保育士 1、看護師 1)

【対応例】保育士を短時間のコアタイムに配置、診察後登園などで児童が少ない朝夕の時間は子育て支援員と看護師のみの対応を可とする。

(保育士(パート等) 1、子育て支援員 1、看護師 1)



改正による効果

U 医療機関併設など施設の立地条件や、受け入れる子どもの年齢や状況によって、真に必要な職員は異なるため、各施設の状況や地域の実情等に鑑みて職員を配置することができるようになることで、本県における病児保育施設の拡大につながる。

本県の共働き世帯()の割合は68.6%と全国平均(57.6%)より高く、子ども・子育て支援と両輪、またはそのセーフティネットとして必要不可欠な病児保育事業の充実が必要。

() 単独世帯を除いたいずれかが就業している世帯での夫婦共働きの世帯割合



**仕事と家庭の両立支援としての病児保育施設の
拡大につながり、働きながら子育てしやすい社会
の実現！**

保育所における居室面積基準 の見直しについて

令和2年7月10日

長野県須坂市

保育所の現状と課題

- 施設の老朽化や3歳未満児（特に0歳児）の入所希望の増加に対応するため、平成23年度から5か年で、市内10公立保育園のうち、耐震改修未整備の8保育園について施設整備を実施し、0歳児受け入れ枠を拡大（定員27人 72人）
- 私立幼稚園の認定こども園化や分園等の施設整備を支援し、3歳未満児の受け入れ枠を拡大（定員143人 205人）



- しかし、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化施行等により、少子化傾向にもかかわらず、3歳未満児の保育園への入所希望が増加傾向にあります

- 前述のとおり施設整備も進めてきたが、長期的には子どもは減少しており、一時的な入所希望増に対応する施設整備に対する地元住民の理解を得たり、建設予定地の農業振興地域からの除外や農地転用の許可には数年の期間が必要…

- 施設整備に時間を要するため、その間に待機児童が発生する可能性大！

「第5次須坂市総合計画・後期基本計画」及び「須坂市人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略」において「保育園の待機児童ゼロの維持」を指標の目標値として掲げています

保育所の利用状況及び見込み（認定こども園含む）

年度	25	26	27	28	29	30	元	2 (見込)
3歳未満 見入所 児童数	476	487	493	520	516	522	511	520
3歳未満 見定員	463	493	493	493	493	511	525	525

私立幼稚園の
認定こども園化
による増

私立幼稚園の
認定こども園化
による増

認定こども園
の分園開設
による増

提案事項

保育所における居室面積に関する基準を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更を求める

具体的な内容

保育所における居室面積に関する基準（乳児室 $1.65\text{m}^2/\text{人}$ 、ほふく室 $3.3\text{m}^2/\text{人}$ 、保育室及び遊戯室 $1.98\text{m}^2/\text{人}$ ）を「参酌すべき基準」とし、自治体の条例により緩和可能としていただきたい

38.9㎡のほふく室(1人当たり3.3㎡の場合)

- 現状

面積的には児童11人までしか保育できませんが…



38.9㎡のほふく室(1人当たり3.2㎡にした場合)

- 児童12人を保育することが出来ます



面積基準を緩和すれば保育の質が落ちるのでは？

- 市独自の配置基準により、保育士を加配して保育の質を確保しています
 - 1歳児4人に対して1人の保育士を配置
(国基準は1歳児6人に対して1人の保育士)
 - 3歳児は1クラス18人以上、
 - 4歳児は1クラス26人以上の場合に、パートタイム保育士を加配して、保育体制を充実

廊下を保育室の補完として活用し、居室面積基準を緩和して保育を実施(イメージ)



保育室内には保育士2人

廊下にも保育士1人でしっかり保育